

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保のために

職場での男女の均等取扱いを実現するために、次のような対策を行っています。

男女雇用機会均等法の施行のための指導及び紛争解決援助

- 雇用均等室では、職場において男女雇用機会均等法が理解され法律が守られるよう、事業主への指導、法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停を行っています。

ポジティブ・アクションの促進

- 雇用均等室では、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が自主的かつ積極的に行う取組（ポジティブ・アクション）を促進するため、ポジティブ・アクションの趣旨・内容の正しい理解について周知徹底を図っています。そのため、企業の人事労務担当者に対する必要な助言や情報提供を行っています。また、事業主の具体的取組を援助するため、ポジティブ・アクションについての総合的な情報ポータルサイト（<http://www.positiveaction.jp/>）を運営し、企業が自社の女性の活躍推進状況についての診断できるシステムや自社の取組の参考となる企業の取組事例の紹介等を行っています。さらに、企業、労使団体等がポジティブ・アクション普及促進の趣旨に賛同して活動を行う際に利用ができるシンボルマークの活用促進を通じ、ポジティブ・アクションに取り組むよう促しています。
- 各企業の男女間格差の実態把握と取組の必要性についての「気づき」を推進するため「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の周知を図っています。

職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進

- 雇用均等室では、専門的知識・経験を持った職員がセクシュアルハラスメントに関する相談に対応するとともに、職場における実効あるセクシュアルハラスメント対策が講じられるよう、事業主に対する指導及び援助を行っています。

母性健康管理対策の推進

- 女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して健康に働くことができるよう、男女雇用機会均等法に基づく通院休暇等の母性健康管理の措置及び労働基準法の産前産後休業や危険有害業務の就業制限等母性保護規定について、事業主、女性労働者、医師等に対し、周知徹底を図っています。
特に、女性労働者等に対する情報提供サイトを運営し（URL：<http://www.bosei-navi.go.jp/>（PCのみ）、<http://www.bosei-navi.go.jp/mobile/>（携帯のみ））、また、産婦人科医や相談員が女性労働者からの相談にも対応しています。
- 男女雇用機会均等法違反の企業に対し指導を行うとともに、医師の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進しています。

■ ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

きららマークは、ポジティブ・アクションの頭文字「P」と「a」を組み合わせ、創造と活力あふれる女性の姿をデザインしたシンボルマークで、公募で選ばれました。ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業や、ポジティブ・アクションの普及促進に賛同する企業、労使団体等が、厚生労働省ホームページからダウンロードし、シンボルマークの作成趣旨に基づいて自由に利用できるシンボルマークです。<http://www.mhlw.go.jp/positive-action.sengen/index.html>

〈シンボルマーク活用例〉

- 社員の意識啓発を図るため、社内報等にシンボルマークを掲載する。
- 企業の取組のアピールのため、会社案内やホームページ等にシンボルマークを掲載する。
- 企業のイメージアップを図るため、名刺や商品等にシンボルマークを掲載する。



ポジティブ・アクションを推進しています